

奈良県広域水道企業団職員の職の設置に関する規則を廃止する規則をここに
公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団規則第 2 6 号

奈良県広域水道企業団職員の職の設置に関する規則を廃止する規則

奈良県広域水道企業団職員の職の設置に関する規則（令和 6 年 1 1 月規則第
6 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。